様式第34号(第18条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

日南町福祉事務所長

進学準備給付金支給(不支給)決定通知書

　　　　年　　　月　　　日付けで申請された生活保護法による進学準備給付金を、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

○　支給の可否

　□　支給

　□　不支給

○　進学準備給付金を支給する場合、支給額、支給日、支給方法

　支給額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　支給日　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

○　不支給の場合、その理由

(備考)

(1)　この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

(2)　この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鳥取県知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

(3)　上記(2)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(4)　進学準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。